

8月1日から新しい保険証を使用してください

## 後期高齢者医療被保険者証

## 国民健康保険被保険者証

## 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

問い合わせ 保険介護課 ☎2141

○後期高齢者医療保険に加入している方へ、新しい紫色の被保険者証が広島県後期高齢者医療広域連合から7月下旬に郵送されています。

○大竹市国民健康保険（国保）に加入している方へ、新しい紫色の被保険者証（保険証）を市から郵送しています。なお、70歳以上の方の保険証には保険証兼高齢受給者証と表示しています。（1枚になりました）

7月下旬には郵送していますのでご確認ください。

### 保険証が届いていない方

あて先不明で届かない場合があります。保険介護課にご確認ください。また紛失などにより保険証をなくした場合は、再交付の手続きが必要です。印鑑と免許証など顔写真つき  
の本人確認ができる身分証明書をお持ちの上、保険介護課またはお近くの支所で手続きを行ってください。

### 国保ミニ知識

必ず、届け出が必要になります

①就職や退職などで、

保険証が変わった場合

就職して、会社から保険証を受け取ったら、保険介護課またはお近くの支所に、できるだけ早く届け出てください。届け出がないと社会保険に加入したことを、市は把握できません。そのため、国保に加入したままになり、保険料が掛かり続けます。また退職した場合は、会社から資格喪失証明書を渡されますので、証明書の発行日から14日以内に届け出てください。必要な書類などがそろっていれば、その場で国保の保険証を発行します。ただし、代理人の場合は、委任状がなければ郵送になります。

届け出に必要なもの

社会保険などに加入した場合と、国保に加入する場合とで異なります。

○社会保険に加入した場合

加入者全員の「社会保険証」（いつ時点で社会保険に加入したかを確認するため）、「印鑑」、「国保の保険証」の3点が必要です。

○国保に加入する場合

「資格喪失証明書」（資格の喪失日や喪失した人などを確認するため）、「印鑑」、「本人確認ができる書類」の3点が必要です。

また年金を受給されている65歳未満の方は、年金証書が必要になります。

思わぬ落とし穴に気を付けよう

保険証が変わったら、

すぐに医療機関へ連絡

会社などに就職し、社会保険などに加入したら、加入日を確認し、治療を受けている医療機関へ、すぐに連絡しましょう。

社会保険などに加入した後、国保の保険証を使用した場合は、自己負担していない医療費部分（窓口で3割支払っていた場合は、残りの7割部分の医療費）を返納することになります。

こんなときはどうするの

Q. 就職して社会保険などに加入したけど、すぐに保険証が届かず、しかたなく国保の保険証を使ってしまった。この場合も医療費の返納の対象になるのですか。

A. 返納の対象になります。会社で社会保険などの加入の証明書を発行してもらうか、医療機関に事情を説明してください。

自己負担分以外の医療費は加入している医療保険が負担することになりますので、期日を守って正しく保険証を使用してください。

②会社都合などで職場を退職した場合

会社の倒産や解雇、雇用期間満了などの理由で職場を退職した方の国民健康保険料は、届け出により一定期間軽減されます。ハローワークで交付する「雇用保険受給資格者証」、「保険証」、「印鑑」を持参して、保険介護課または支所で手続きを行ってください。

③交通事故にあった場合

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合、必ず保険介護課に連絡をし、「第三者行為による被害届」を提出してください。本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立て替え払いをし、あとから加害者に請求します。また、示談をされる場合は、示談の前に必ず保険介護課に相談をしてください。

